

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



厚生労働省委託事業
(全国社会保険労務士会連合会受託)

働き方改革 お手伝いします!

相談
無料

秘密
厳守

専門家(社会保険労務士)がサポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、
課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

ご相談無料

専門家による企業訪問

事業所を最大6回まで
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催
セミナー講師派遣

ベースアップを
したいけれど、
利用できる助成金は
ないか?

パートやバイトにも
正社員と同じ手当が
必要?

就業規則は
最新の法律に
対応できているか?

「年収の壁」への
対応は?

働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

☎ 0120-172-223

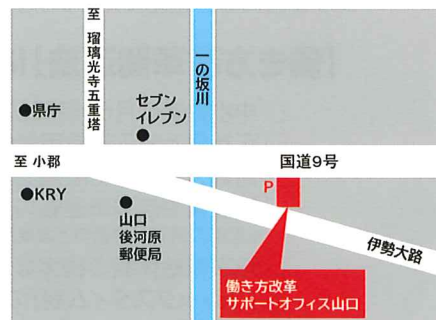
FAX 083-902-3512

〒753-0083 山口市後河原25番地 愛山会ビル2階

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝・12/29~1/3を除く)

メール yamaguchi@workstylereform.net

H P <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→



必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

メールでのご相談も承ります。

E-mail : yamaguchi@workstylereform.net

HPからも
お申し込みいただけます。

企業相談 FAX 申込書

会 社 名															
住 所															
T E L															
従 業 員 数		業 種													
担 当 者 名	部署	職名	氏名												
☐ 企 業 訪 問	希 望 日 ※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。		第 1 希望 月 日 時～												
☐ オフィス来所			第 2 希望 月 日 時～												
			第 3 希望 月 日 時～												
ご相談内容															
<table><tr><td>☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）</td><td>☐ 改正育児・介護休業法</td></tr><tr><td>☐ 働き方改革関連法全般</td><td>☐ 年次有給休暇の取得</td></tr><tr><td>☐ 時間外労働の上限規制</td><td>☐ 人材確保に資する技術的な相談</td></tr><tr><td>☐ 就業規則の整備・見直し</td><td>☐ テレワーク導入の際の留意点</td></tr><tr><td>☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備</td><td>☐ ハラスメント対策</td></tr><tr><td>☐ 助成金の活用</td><td>☐ その他（ ）</td></tr></table>				☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法	☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得	☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談	☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点	☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策	☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）
☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）	☐ 改正育児・介護休業法														
☐ 働き方改革関連法全般	☐ 年次有給休暇の取得														
☐ 時間外労働の上限規制	☐ 人材確保に資する技術的な相談														
☐ 就業規則の整備・見直し	☐ テレワーク導入の際の留意点														
☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備	☐ ハラスメント対策														
☐ 助成金の活用	☐ その他（ ）														

働き方改革関連法への対応はお済みですか？

～働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします～

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が2019年から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者がご相談に応じます。

「働き方改革関連法」に関する法改正（関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう）

- ☐ 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ(2023年4月～)
- ☐ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(中小企業2021年4月～)
- ☐ 時間外労働の上限規制の導入(中小企業2020年4月～)
- ☐ 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入(2024年4月～)
※医師の時間外労働の上限規制の導入については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
- ☐ 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月～)
- ☐ 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月～)
- ☐ 「勤務間インターバル制度」の導入促進(2019年4月～)